

带状疱疹の予防接種について

■ 带状疱疹とは



带状疱疹は、多くの人が子どもの時に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。治った後も、ウイルスは神経節に潜んでいるため、ストレスや過労、病気、加齢など免疫力が低下した際に、再び活性化して带状疱疹を発症します。

50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症と言われています。50歳以上の約2割の人に带状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれる痛みがあらわれ、3箇月以上続くことがあります。接種される前には、かかりつけ医等に御相談ください。

■ 定期接種と任意接種とは

定期接種・・・予防接種法に基づき市町村長が実施する予防接種

任意接種・・・定期接種対象者を除く者が本人の意思で接種する予防接種

※どちらの接種にも費用助成はありますが、接種費用助成額が違います。

※定期接種と任意接種の違いにより、万一健康被害が生じた場合の救済制度等が違います。

■ 定期接種を開始（令和7年4月から）

65歳以上の市民（本市に住民票がある者）を対象に带状疱疹ワクチンの定期接種を開始しました。定期接種の対象者やワクチンの種類、接種費用など詳しいことは、裏面を確認してください。

■ 任意接種の費用助成制度について（令和6年4月から）

定期接種対象者を除く50歳以上の市民（本市に住民票がある者）が、带状疱疹の予防接種を希望する場合、東近江市独自の接種費用助成制度があります。助成対象者や助成額など詳しいことは、裏面を確認してください。

■ 带状疱疹ワクチンの種類（2種類）と予防効果

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数と間隔	1回	2回（2箇月以上の間隔をあける）
接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している人は接種不可	免疫の状態に関わらず接種可能
予防効果	接種後5年時点 4割程度	接種後10年時点 7割程度

※ワクチン接種後に接種部位の疼痛や発赤等の副反応がみられることがあります。 出典：厚生労働省

※接種の効果や副反応等の詳細は、かかりつけ医等に御相談ください。

带状疱疹の予防接種について

いずれの制度も
50歳未満の人は対象外です



■各制度の対象者等について

	定 期 接 種	任 意 接 種
対象者	接種時に東近江市に住民票がある、①、②、③のいずれか該当する人 ①年度内に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳を迎える人 ②60 歳から 64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある障害者手帳 1 級相当の人 ③101 歳以上の人は令和 7 年度に限り全員が対象	接種時に東近江市に住民票がある 50 歳以上の人
自己負担額	生ワクチン 2,000 円 不活化ワクチン 5,000 円/1 回あたり	医療機関によって接種費用が異なります。医療機関の窓口で接種費用を<u>全額支払い</u>後、市への申請で一部助成があります。
接種費用助成額 (上限額)	接種費用の内、自己負担額を除く分については、市が負担（助成）するため、<u>助成金の申請は不要</u>です。	<u>接種費用助成申請が必要です。</u> 生ワクチン 4,000 円 不活化ワクチン 10,000 円/1 回（2 回まで助成）
その他	- 定期接種該当者に、市から個別に通知を送付します。接種の際には、通知に同封している「<u>接種券</u>」が必要になりますので、必ず接種される医療機関に持参してください。 - 令和 6 年度から実施している本市任意接種の費用助成や過去に任意接種で带状疱疹ワクチンの接種を完了している人は、原則<u>定期接種の対象外</u>です。	- 接種日から 6 箇月以内または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで、任意予防接種費用助成申請書に必要な書類を添えて東近江市健康推進課まで申請を行ってください。 - 申請書及び必要書類については、市ホームページまたは健康推進課までお問合せください。

※予約が必要な場合があるため、事前に希望される医療機関にお問合せください。



申請に関する問合せ先：東近江市健康推進課

電話：0748-24-5646 IP：050-5801-5646